

◎新潟県告示第339号

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（令和元年7月新潟県告示第262号）を次のとおり改め、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前			
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数	
(略)			(略)			
本条	1号棟	0.8015 0.8235	本条	1号棟	0.8015	
(略)			(略)			
南四日町	1号棟	0.9932 1.0000	南四日町	1号棟	0.9932	
		2号棟		0.9932 1.0000	2号棟	0.9932
	3号棟			0.9932 1.0000	3号棟	0.9932
		4号棟		0.9932 1.0000	4号棟	0.9932
	(略)			(略)		
	堤下	1号棟	0.9197 0.9597	堤下	1号棟	0.9197
			3号棟		0.9197 0.9597	3号棟
		(略)				(略)
南吉田		1号棟	1.0000	南吉田	1号棟	0.9621
	2号棟	1.0000	2号棟		0.9621	
(略)			(略)			
山王南	1号棟	0.9378 0.9778	山王南	1号棟	0.9378	
		2号棟		0.9378 0.9778	2号棟	0.9378
	(略)				(略)	

備考 2の利便性係数が規定されている棟については、入浴設備を入居者負担としている住戸にあっては上段の利便性係数を、それ以外の住戸にあっては下段の利便性係数を適用する。